

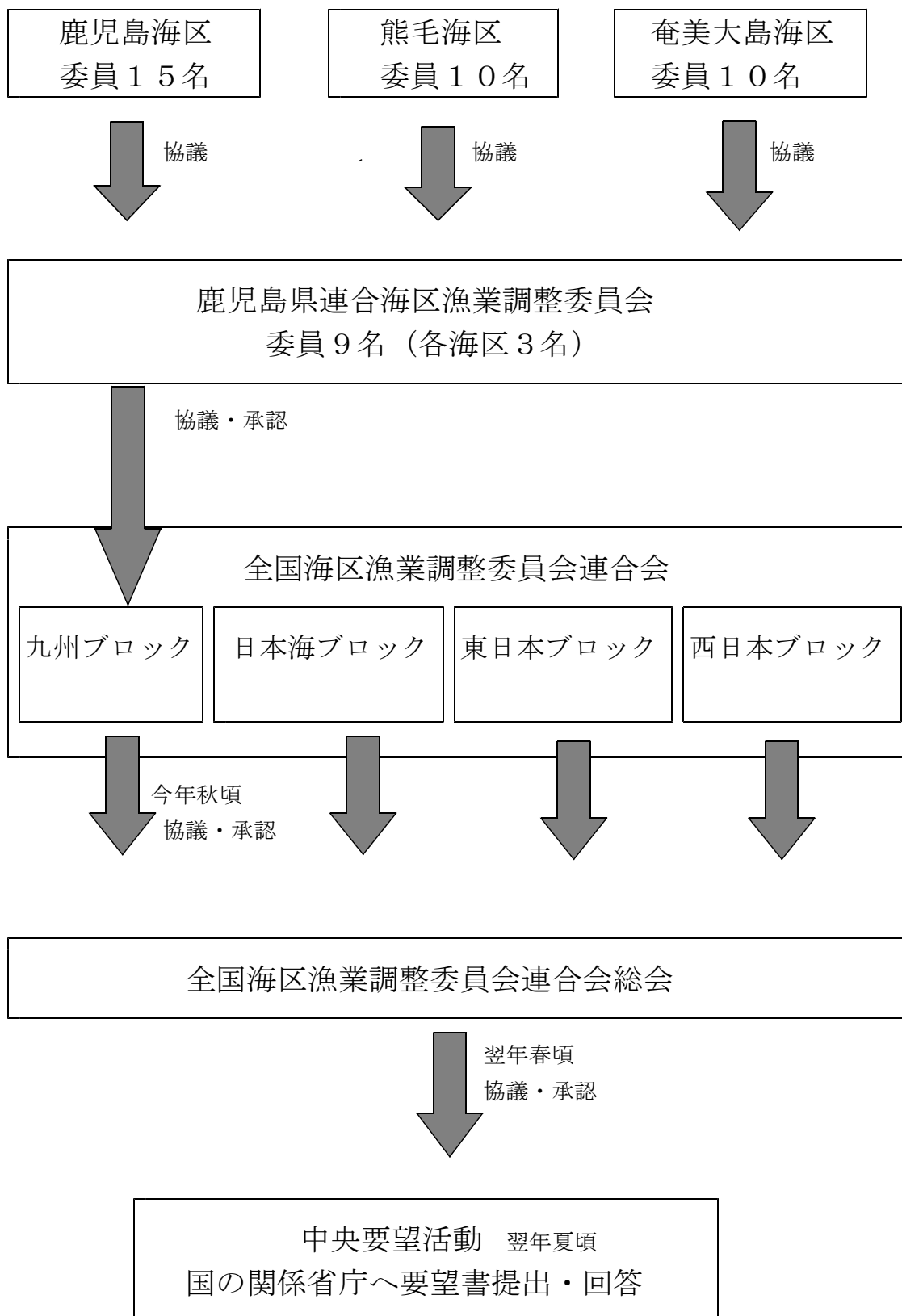
資料－２

令和８年６月１０日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

【議事２】

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への
提出議題について（協議）

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議要望事項の流れ





令和8年5月27日

鹿児島
熊毛
奄美大島

海区漁業調整委員会事務局長 殿

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長

令和8年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題
案について（依頼）

標記会議への提出する議題（国への要望事項等）について、下記により貴委員会
において協議の上、御回答ください。

記

1 話題提供又は議論を希望する項目【別紙様式1】

標記会議において、話題を提供したい項目や議論したい項目がある場合は、別
紙様式1を作成の上、御提出ください。

2 要望事項等について

(1) 要望事項（事務局案）【別紙様式2】

国への要望事項の事務局案を別紙様式2のとおり示しますので、貴委員会の
意見を集約の上、御回答ください。

○ 要望事項（全て継続事項）

- ① 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し
拡大等について
- ② 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について
- ③ 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

(2) 新規要望事項【別紙様式2-2】

上記(1)以外に、新たに国へ要望したい事項がある場合は、別紙様式2-2を
作成の上、御提出ください。

3 協議結果の回答期限

令和8年6月26日（金）

4 その他

本県から提出する最終的な議題（国への要望事項等）は、各海区での協議結果
を踏まえ、県連合海区漁業調整委員会で協議の上、決定する予定です。

【連絡先】

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局
(鹿児島県水産振興課内) 担当：中野
TEL：099-286-3428

別紙様式 2

令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

- 1 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について

内容

本県の沿岸漁業を取り巻く環境が、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の高止まりによる収益の減少などにより厳しさがますます増大している中、沿岸域における資源の維持増大と沿岸漁業の健全な発展を図るため、沿岸漁業者自ら資源管理型漁業に一丸となって取り組んでいるところである。

一方、本県海域では、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業と沿岸漁業との間において漁場や資源が競合することから、零細な沿岸漁業者は、当該漁業の操業に対して大きな危機感を抱いている。

については、沿岸漁業の振興と資源の涵養を図るため、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業に対して、次の事項を強く要望する。

- 1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し・拡大を図ること。
- 2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとする。

別紙様式 2

令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

2 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について

内容

日中漁業協定に基づく中国まき網漁船の操業条件については、2002 年以降、日本の排他的経済水域内での操業を認めない決定がなされ、当県への影響は回避されているところである。

当県周辺水域は、黒潮等の影響を受けて、アジ、サバ、イワシ、カツオ及びマグロ類などが回遊する漁業振興上、重要な漁場であることから、今後とも中国まき網漁船の操業は認めないという方針を堅持していくことが重要であるので、次の事項について特段の配慮をされるよう要望する。

- 1 国は、中国漁船の操業条件を遵守させること。
- 2 国は、中国漁船の操業条件を決定する交渉に当たっては、今後とも当県周辺水域には、まき網に限らず、一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。
- 3 当県周辺水域における外国漁船の監視取締体制の強化を図ること。
- 4 日本漁船の安全な操業を確保すること。

別紙様式 2

令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

3 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について

内容

中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の国際約束に基づく太平洋クロマグロの漁獲量上限の遵守については、本県定置網漁業者等多くの沿岸漁業者から不安や不満の声が寄せられている。

については、影響を受ける沿岸漁業者が将来にわたってクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望する。

- 1 国際的な水産資源である太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴い、影響を受ける沿岸漁業者の経営の維持・安定を図るため、我が国の漁獲枠がさらに拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分に当たっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。
- 2 クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充、他漁業への転換に必要な技術習得・漁具等に対する支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

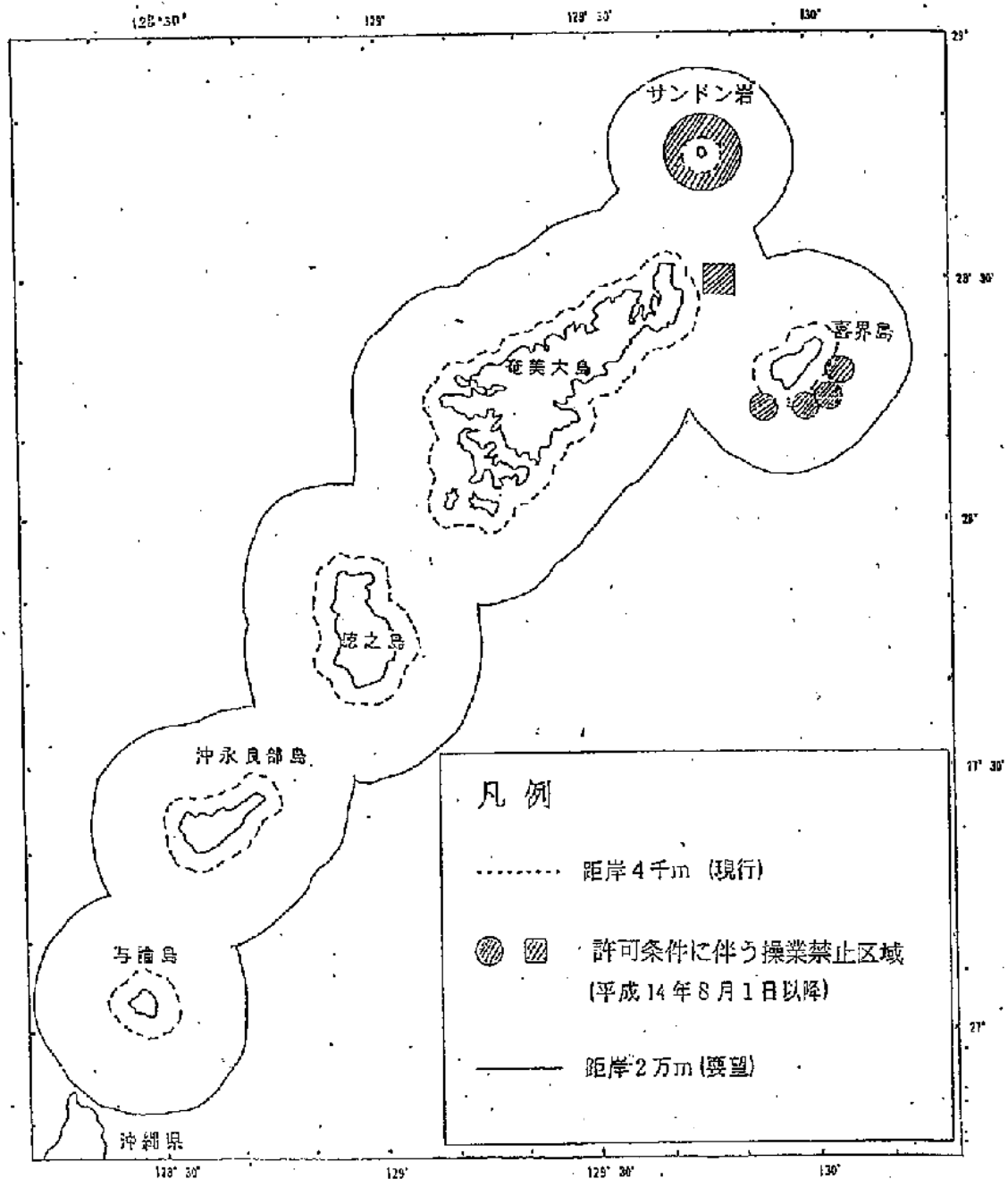
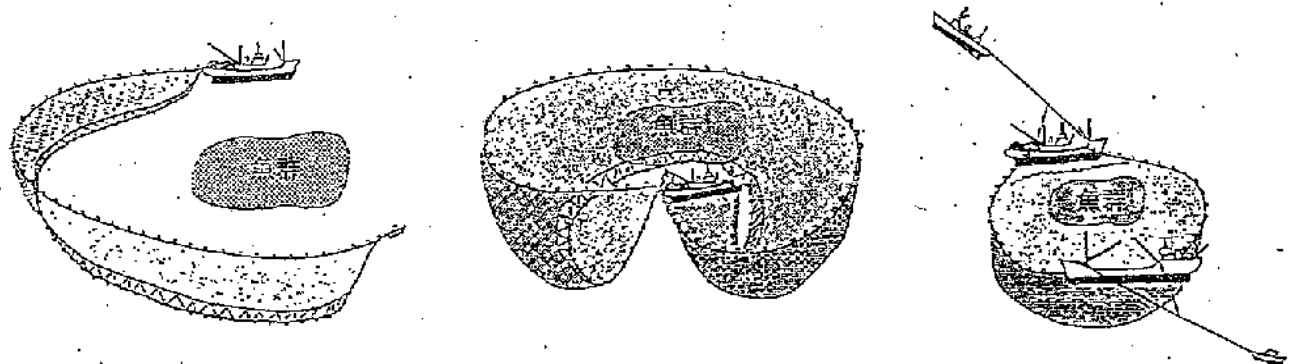
大中型まき網漁業

指定漁業(大臣許可漁業)

総トン数40トン以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業

本県沖合で操業可能な統数：9統

(根拠地別統数：長崎7統，宮崎1統，大分1統)

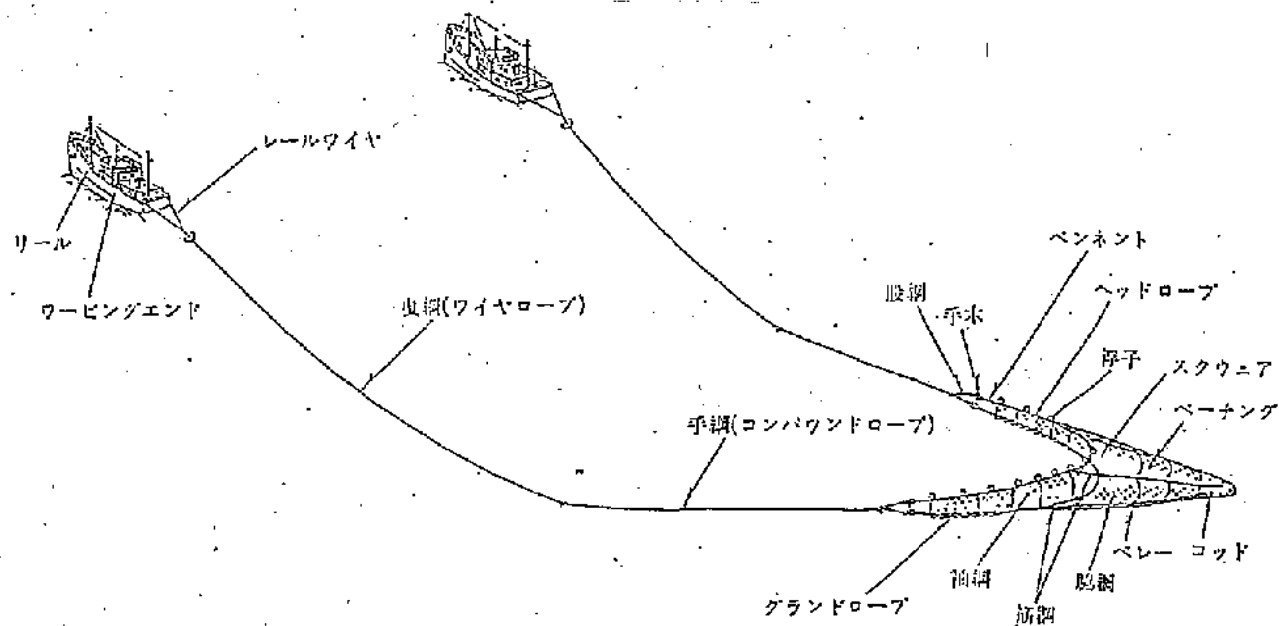


沖合底びき網漁業

指定漁業(大臣許可漁業)

総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

本県沖合で操業可能な統数及び根拠地：2統(3隻)：愛媛県



熊毛海域における沖合底びき網漁業
操業禁止要望区域図

